

システム工学部寄附金のオーバーヘッドに関する申し合わせ

平成16年4月8日教授会決定

平成26年2月6日学部運営委員会了承

システム工学部における寄附金に係るオーバーヘッドの取扱いに関し、必要な事項を定める。

1 使用目的

オーバーヘッドとは、外部資金のうち間接経費が手当てされない寄附金において、間接経費相当として当該寄附金より拠出する経費をいう。

2 オーバーヘッドの対象外

寄附金のうち、次の各号の一に該当するものは、オーバーヘッドの対象から除くものとする。

- (1) 財団法人助成財団センター加盟の団体
- (2) 上記以外の民間団体等の助成金公募要領等において、オーバーヘッドの徴収を認めない旨の事項がある場合
- (3) 寄附申込者からオーバーヘッドの徴収を認めないとの申し出があった場合

3 オーバーヘッド徴収率

オーバーヘッドの額は、当該寄附金の5%に相当する額とする。

4 この申し合わせの支給基準については、別途定める。